

《開催概要》

■開催日時

平成 30 年 7 月 24 日（火） 午後 5 時から午後 7 時まで

■開催場所

さいたま市市民活動サポートセンター 北ラウンジ

■出席者名

□委員

金子賢治、内田淳、河野寛、三島由香、藤本裕子、小島文一、山田洋、榎本高信、胤森文恵、加倉井範子、朝霧紀美江、島田正次、齋藤友之、永沢映、神田正一

□事務局

大畑真二、新藤達也、橘一郎、林良子、大石隆二、吉田直喜

■欠席者名

□委員

有浦正子、青柳勝久

■議題及び公開又は非公開の別

□議題

・利用者懇談会等における意見

□公開又は非公開の別

公開

■傍聴者の数

3 名

■審議した内容

・利用者懇談会等における意見

■問合せ先

さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課 電話番号：813-6401

■次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員自己紹介・事務局職員紹介
- 4 さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について
- 5 座長等の選出
 - (1) 座長の選出について
 - (2) 職務代理者の選出について
- 6 議事
 - (1) 利用者懇談会等における意見
- 7 報告
 - (1) 利用状況について
 - (2) 実施事業について
- 8 事務連絡
- 9 閉会

《会議録本文》

1 開会

事務局： 皆様お待たせいたしました。まだ見えていない委員さんもいらっしゃいますが、定刻を過ぎましたことから、平成 30 年度第 1 回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、市民協働推進課の橘と申します。

本来は、当該協議会の座長が会議の進行を務めるところでございますが、委員の改選後、初めての開催であり、座長が決定していないことから、座長が決定するまでの間、私の方で会議を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の会議にあたりましては、会議録作成のため、今までボイスレコーダーによる録音を行ってまいりましたが、今回から、さいたま市の働き方改革の一環として、会議録作成業務の効率化と迅速化を図るため、音声認識技術による会議録作成支援システムを試行的に導入することとなりました。皆様の前のマイクは、そのためのものです。拡声するものではなく、録音するためのマイクとなっております。発言の際は、できるだけマイクを近づけてお話しいただきますよう、お願いいたします。

内 田： 話すときには、マイクを持った方がよいということですか。

事務局： はい。お願いいたします。

それでは次第に従いまして、市民協働推進課長の大畑より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

課 長： 皆様、こんばんは。市民協働推進課長の大畑でございます。開会にあたりまして御挨拶申し上げます。

まず初めに、皆様方におかれましては、さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また本日は、お忙しい中御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、さいたま市市民活動サポートセンターは、市民活動を支援し、その活性化を図るために設置された施設です。条例改正を受け、平成 28 年 4 月に、指定管理者による運営から市の直営へと運営主体は変わりましたが、その設置目的は変わっておりません。この運営協議会では、市民活動サポートセンターの管理運営につきまして、皆様から御意見をいただきながら、このセンターがさいたま市における市民活動の拠点としてこれからどのような役割を果たしていくべきか、共に考えていきたいと思っておりますので、活発な意見交換を行っていただきますよう、お願いいたします。それでは、皆様どうぞよろしく願いいたします。

3 委員自己紹介・事務局職員紹介

事務局： 続きまして、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。大変恐縮ではございますが、時間に限りがございますので、御名前と所属団体等を一言お願いいたします。それでは、神田委員から順番にお願いします。皆様にお配りした次第の次に、資料 1 といたしまして、委員の名簿を付けておりますので、御覧いただければと思います。

神 田： 皆さんこんにちは。さいたま市市民活動サポートセンターの運営協議会の委員として参加さ

させていただきます、さいたま市の市民生活部長の神田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

金子： こんにちは。名簿のナンバー1にあります、市民公募でお世話になります、北区の金子といいます。よろしくお願いいたします。現在は無職といますか、うちにおりますので、出来るだけ行政の仕事に、いくらかでもお役に立てればということで参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

内田： こんにちは。内田と申します。私も公募の市民ということですが、サポセン利用者の会という会の代表をしております。この会がサポセン利用者の20団体ぐらいのネットワークになっておりまして、この会議では少し利用者目線での発言をさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

河野： 西区から参りました、西区防災アドバイザー協議会の河野と申します。さいたま市では昨年頃から各区に防災アドバイザーの協議会を立ち上げてくれという要請がありました。これはちょうど発足して1年ちょっと経ちますけれど、地域の防災力を高めるために、活動しております。よろしくお願いいたします。

藤本： こんにちは。大宮区の藤本と申します。名簿の5番です。私は大宮区の市民活動ネットワークということで出ていますけれども、実際にここを利用する際は、大宮学事始とは別の団体で、いつも利用させてもらっています。利用頻度としては、平均してみたら、月に2回ぐらい利用しているかと思えます。大宮区代表として、この場に出席しておりますが、どちらかというと、活動については浦和に拠点を持つ団体の方で活動させてもらっています。どうぞよろしくお願いいたします。

山田： 中央区から参りました山田と申します。中央区も、市民団体と中央区の職員との場である、コミュニティ会議というものがあるのですが、そこの理事をやっております。サポートセンターのこの会議の代表を一人選ばなくてはならないということで、あまりここを利用する人はその中にいなかったもので、たまたま私は時々利用していたもので、このグループの委員になったという経緯があります。当初は、お役所の文書というのは僕らにとっては分かりにくくて、しまったと思ったのですが、いろいろと話をしているうちに、皆さんの熱心な御意見に結構触発されました。私も話をするにはその題材として、利用者懇談会に出ないと始まらないと思ひまして、この前の、利用者懇談会に出ようと思ったのですが、なんだかんだ、いろんな予定で出られなくて、なおかつ前回のこの会議に欠席して、クビになってもしょうがないかと思ひたのですが、お呼びがかかったもので、やらせてもらえる限りは自分なりに頑張りたいと思ひます。

榎本： 桜区から参りました郷土史研究クラブの榎本と申します。一昨年から委員を引き受けてという形ですが、出席が極めて悪かったので、今年度は、出来るだけ参加したいと思ひています。また、サポートセンターのイベントやお祭りの行事があることも知りませんで、また来年3月くらいにあるということで、そういったところもしっかり分かっていなくて申し訳ないのですが、できたら、どうしたらもっと楽しいサポートセンターなるか考え、参加をしたいと思ひます。自己紹介、お土産を兼ねて、埼大通りについての歴史をまとめたものをお配りします。興味のある方、お家に帰ってから、御一読いただければと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

加倉井： 緑区から参りました、NPO法人エコ・エコの加倉井と申します。昨年この会議に出席さ

せていただきました。私たちの団体はあまりここを利用してないのですけれども、印刷作業室やラウンジを利用して、活動を行っています。私たちの団体は、見沼たんぼにある、トラスト一号地の向かいにある緑地で、動植物の保護活動を行っております。埼玉県でレッドデータブックを出したのですけれども、その中に含まれている動植物がたくさんある場所です。現在、見沼原形保全区間に葦で作った龍が置いてありますので、もし散歩される方は、ぜひ立ち寄っていただければと思います。今後とも、自然保護への理解をよろしくお願いいたします。

朝霧： 名簿のナンバー12番、朝霧紀美江です。人形の町、岩槻から参りました。最近是人形が低迷していて残念ですけれども、人形の町ということ、同じさいたま市の仲間に分かってもらえるように活躍してこいと言われてきました。私は、さいたま市保健愛育会の岩槻区の会長をしているのですが、他のボランティアの会にも所属しております、たまたま市民活動ネットワークの便利屋さんという形で、皆さんとお付き合いをしています。近隣の区の話は全然わからないので、やはり、近隣の地区と交流できるように、何かできたらいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

島田： 皆さんこんにちは。名簿の13番ですね。さいたま市の自治会連合会ということで参りました。連合会としては西区の連合会長をしております、島田と申します。よろしくお願いいたします。

齋藤： 名簿の14番の齋藤友之です。埼玉大学に勤めております。大学では行政学と地方自治という科目を教えています。あまり人気はないのですけれども、一応、教えております。よろしくお願いいたします。

永沢： NPO法人コミュニティビジネスサポートセンターの代表をしております永沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私自身も、まさにこういったセンターのような、いわゆる支援機関を運営している団体の代表でございます。立教大学では、ソーシャルビジネスやNPO法人などの授業を持っております。あとこちらの名簿の中に書いてありますが、今年で7年目に入らなすけど、さいたま市のCSRチャレンジ企業の認証を審査するCSR推進会議で一度座長をやりました、副座長になり、また今年から座長に戻りました。これまでに100社ほど、企業の社会貢献度を図りながら表彰していく、そんな制度をつくりながら認証してきております。あと、内閣府のいろんな委員をさせていただいている中で、最近NPO法人の設立がかなり歩留まり感があり、単月度で見ると、設立数よりは解散や認証取消の方が多いう月が出始めているんですね。だいたい53,000程度で歩留まりしています。いろんな理由が議論されている中の1つに、まさにこういったセンターの機能をもっと強化していくということも1つの要素として重要ではないかという議論も出ています。そのことも含めまして、まさにこの好立地なセンターが、どのような機能になるかということも非常に重要だと思っておりますので、そういった議論も、ぜひこの中でできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

三島： すみません、遅くなりました。名簿の4番にあります、北区市民活動ネットワークの登録団体でありますNPO法人子ども文化ステーションの三島由香と申します。私どもの団体は、さいたま市10区に単独型の子育て支援センターという機能があるのですが、その1つ、北区の単独型子育て支援センターきたを毎日運営しております。その施設長をしているのですが、閉めてから来たもので、遅くなりました。法人自体は8年前にさいたま市のマッチングファンド事業で起こした、「子供が作るまち」というソフト事業があるのですが、その事業がさいたま

市の補助事業として定着してきて、今年は、それが10区展開できることとなり、他の団体さんにもそのソフトを提供しながらやっております。子どもたちに多様な体験ができるような企画をとということで、法人自体は活動しております。よろしくお願ひいたします。

小島： すみません、私も遅れまして、ごめんなさい。名簿6番の、市民活動をやっております、地域人ネットワークの小島と申します。私どもは、地域に居場所がないシニアが多いということで、居場所づくりをやろうということで作った団体でございます。一応、今まで社会の中で培ってきたスキルを生かして地域を作っていこうということであります。いま2つの柱がありまして、1つが、パソコン関係に非常に強い方が多いので、パソコンの相談サークル、相談会というのを、月に1回、見沼区内の4つの公民館を回りながらやっています。あともう1つが、県の委託事業として、菜の花農業体験教室というものをやっております。菜の花の種まきから収穫、それから菜種油が出来上がるまでの体験をして、その間にもいろんな農業体験をしてもらうというものです。また、私は40代からカヌーをやっている、日本スポーツ協会の指導員の資格を持っていますので、それを生かそうということで、マッチングファンドを使わせていただいて、見沼代用水で、カヌーの体験事業を平成24年に実現させていただきました。その後、あの一回こっきりだと思ったのですが、県の障害者交流センターの方が、そこでもカヌーの体験をやらせようということで、25年、26年、27年と3年間、障害者たちに見沼代用水の東縁で、カヌーの体験をさせるということをやっておりました。

事務局： 委員の皆様ありがとうございました。なお、委員名簿、資料1の番号で言いますと、10番の有浦委員、16番の青柳委員につきましては、欠席の連絡を受けております。また9番の胤森委員につきましては、遅れていらっしゃると思いますので、よろしくお願ひいたします。続きまして、事務局職員を紹介させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

－事務局職員 自己紹介－

事務局： このメンバーで事務局を務めてまいりますので、皆様よろしくお願ひいたします。

○会議資料の確認

事務局： 続きまして、次第の4に入る前に、本日の資料について確認させていただきます。資料は事前に郵送させていただいております。また、本日机上に、2点資料を配布しております。お手元でございますでしょうか。それでは確認させていただきます。

まず、「次第」。

続きまして、資料1「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会委員名簿」。

続きまして、資料2「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について」。この資料は、次第4「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について」で使用します。

続きまして、資料3「利用者からの意見」。この資料は次第6「議事（1）利用者懇談会等における意見」で使用します。

続きまして、資料4「さいたま市市民活動サポートセンター利用状況」。この資料は次第7「報告（1）利用状況について」で使用します。

続きまして、資料5「七夕飾りでPR！私たちこんな活動しています 事業報告」、資料6「平成30年度第1回NPO法人設立セミナー 事業報告」、資料7「ファンディングセミ

ナー チラシ」、資料8「市民活動サポートセンター夏のセミナー チラシ」の各資料。これらの資料は、次第7「報告（2）実施事業について」で使用します。

また、本日上に配布しました資料について説明いたします。まず、例規ファイルです。こちらは、市民活動サポートセンターに関わる条例や要綱等をまとめたものになります。本日は、次第4「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について」で使用します。今後も会議の中で使用することがありますので、この例規ファイルはこれからも、会議の際にお持ちいただきたいと思います。それから、「第2回NPO法人の設立にむけたセミナー」のチラシです。こちらは、次第7「報告（2）実施事業について」で使用します。

以上となります。皆様、お手元にお揃いでしょうか。

4 さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について

事務局： それでは、次第の4「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について」ということで、事務局より当該協議会の概要について説明をさせていただきます。

事務局： それでは、次第の4「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会について」、説明をさせていただきます。資料2及び例規ファイルのインデックス4「さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要綱」を御覧ください。

まず、この協議会の設置根拠ですが、さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要綱第3条に「市は、協働管理運営を推進するために、次に掲げる業務を行うものとする」とあり、第2号に、「運営協議会の設置及び会議の開催」が明記されています。

また、この協議会の活動目的は、管理運営要綱第5条に「センターの管理運営を効果的かつ効率的に行うための意見交換を行い、及び協議をする」と規定されています。その目的を達成するために、市民、市民活動団体の代表者等、有識者、市職員で協議会を構成し、年4回程度、会議を開催することとしています。

例規ファイルのインデックス5「さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会運営要領」を御覧ください。こちらでは、運営協議会についての詳細を規定しています。第2条には、「委員の任期は、2年とする」とあります。皆様の任期は、平成32年3月末までとなります。

また、第4条第3項に、「協議会の会議の公開は、さいたま市情報公開条例第23条及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱の各規定により行う」とあります。この協議会の会議については、さいたま市情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報が含まれる場合を除いて、原則公開とし、希望する方には傍聴を認めています。

次に、運営協議会での協議内容ですが、参考として資料2に、平成28年度、29年度の主な議題を記載しました。皆様御存知とは思いますが、このセンターが平成19年10月に開設して以来、さいたま市市民活動サポートセンター条例に基づき、指定管理者がセンターの管理運営を行っていました。しかし、平成27年に条例改正で、センターの管理を指定管理者に行わせるための管理の基準その他の必要な事項を定めるまでの間、指定管理者による管理を行わないこととなり、平成28年4月から、市が直接、センターの管理運営を行っています。そのため、平成28年度、29年度の運営協議会においては、管理基準等を定めるための協議が主となりました。

その管理基準等も定まり、今年4月からはそれに基づき運営を行っているところです。今後は、管理基準等に基づき適正かつ公平公正な管理運営ができているか、検証を行っていきます。

これからの運営協議会では、管理運営要綱第5条第4項にあるとおり、利用者懇談会における意見交換を受けて、必要に応じた協議を行っていきたいと考えています。また、この施設の利用についてだけでなく、サポートセンターとしての機能を充実させるためには、どのようなことを行っていくべきか、御意見をいただきたいと考えています。同じさいたま市の市民活動団体でも、地域によって、また、団体ごとに、抱えている問題やニーズは異なると思いますが、そのような御意見を広く集めるため、さいたま市の各区の市民活動ネットワークから、お一人ずつ委員として御出席をいただいています。さいたま市全体の市民活動を推進、支援するための拠点として、サポートセンターに期待することなど、忌憚のない御意見をいただきたいと思っています。

市民活動サポートセンターには、「市民に対して開かれた市民活動サポートセンター」「市民の提案を受け入れながら市民とともに成長する市民活動サポートセンター」「市民にとって集まりやすく居心地のよい市民活動サポートセンター」という3つの理念があります。入口正面の電子掲示板や、総合案内の柱にも掲示をしていますが、これらの理念の実現を目指し、協働管理運営を推進するために、御協力をいただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

事務局： ただいま事務局より説明をさせていただきましたが、この運営協議会、本日第1回目と言うことですが、何か質問等ありますでしょうか。御質問等があれば、後ほど事務局にお声掛けいただければと思いますので、次に移らせていただきます。

5 座長等の選出

(1) 座長の選出

事務局： 続きまして、次第の5、座長等の選出に移らせていただきます。さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会運営要領第3条に基づき、この協議会の座長及び職務代理人につきまして、選出させていただきたいと思っています。座長につきましては、運営協議会、運営要領第3条第1項において「委員の互選により定める」とされておりますが、皆様いかがいたしましょう。

島田： はい。今までの流れも含めてですね、メンバーも変わったということで、事務局の中で今までの経験も含めて、進めていただければよろしいかと思います。皆様いかがでしょうか。

(拍手)

事務局： ありがとうございます。

課長： ただいま事務局一任ということで、皆様から御承認いただきましたので、僭越ではございますが、私の方から、事務局案の方を述べさせていただきたいと思っています。前回に続いての委員でもあり、また座長でもありました、齋藤委員に座長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

事務局： それでは、齋藤委員に座長をお願いしたいと思っています。今後につきましては、座長となりました齋藤委員の進行により会議を進めていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(2) 職務代理人の選出

座長： 皆さんこんにちは。それではここからは私の方で進行させていただきます。座長の職務代理人についてですが、運営協議会の運営要領第3条第3項において「あらかじめ座長が指名する

委員がその職務を代理する」とされております。つきましては、引き続き永沢委員に職務代理をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

永 沢： はい。よろしくお願いいいたします。

座 長： ありがとうございます。それでは、永沢委員に職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○傍聴希望者の確認

座 長： 次に、事務局より本日の傍聴希望者の報告をお願いいたします。

事務局： 現在、傍聴希望者が2名お見えになっております。また本日の会議では、不開示情報にあたる個人情報の取り扱い等ありませんので、公開とすることで、よろしいでしょうか。

座 長： よろしいですね。では、公開ということで、皆さんありがとうございます。それでは、会議途中の傍聴につきましても、会議運営上問題ない限り、随時許可していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。それでは、次第に沿って進めていきます。

6 議事

(1) 利用者懇談会等における意見

座 長： まず次第の6、議事の「(1) 利用者懇談会等における意見について」事務局の方から説明をお願いいたします。座ったままで結構です。

事務局： それでは、議事「(1) 利用者懇談会等の意見について」、説明させていただきます。

先ほど運営協議会について説明をさせていただきましたが、運営協議会では、センターの管理運営を効果的かつ効率的に行うための意見交換また協議を行うこととしており、センターの利用について、また、機能を充実させるための御意見をいただきたいと思っております。

それでは、資料3を御覧ください。内容の前に資料について、少し説明させていただきます。センターでは、利用者の意見を把握するため、ミーティングで利用された団体や印刷作業室を利用された団体にアンケートを実施しております。また、利用者との意見交換を行う利用者懇談会を定期的に開催しております。利用者懇談会におきましては、6月27日に開催させていただいたところであります。当日は5名の委員に御出席いただきありがとうございました。この資料3「利用者からの意見」では、前回の運営協議会後の平成30年3月から6月までのアンケートや利用者懇談会などでいただいた御意見等をまとめたものになります。

まず、資料左側になりますが、いただいた御意見を分類するための項目を設けております。大分類では、「例規等で定められているもの」、「例規等で定められていないが、館内周知しているもの」、「その他」と3分類とし、中分類として大分類に対するセンターの施設・機能により分類しております。小分類といたしましては、内容が「意見・要望」なのか「案内・情報提供」によるものかに分類しております。内容欄には、利用者からいただいた意見等を記載し、その右の対応・回答欄では、市の考え方や対応結果などを記載しております。最右欄では、意見等の受理方法として、アンケート及び利用者懇談会のほか、窓口や電話での受理区分を記載しておりますのでよろしくお願いいいたします。

前置きが長くなりましたが、いただいた御意見等について主なものについて説明させていただきます。資料1ページを御覧ください。大分類「例規等で定められているもの」となりますが、こちらは、本日皆様にお配りさせていただきました、例規ファイルにある条例、規則をは

じめ要綱・要領により定められている事項に対する御意見等でございます。内容欄の3つ目には、団体の登録に会則が必要なのはどうしてですか、とありますが、市民活動サポートセンター条例において、貸出施設等を利用する団体は、あらかじめ利用の登録をすることとしており、また、貸出施設等を利用できる者は、市民活動団体であって、市内で主たる活動を行うものと定められております。また、市民活動サポートセンター条例施行規則において、登録の届出について、市民活動団体登録届に団体の定款、規約、会則等を添えて届け出ることとしております。

これらの様に、例規で定められているものについては、ルールに基づき説明、対応させていただいておりますが、団体ロッカー・メールボックスやラウンジについては多くの要望・意見がございますが、利用のルールが伝わらなくてはいけませんので、利用のしおりやホームページ「サポート」などで分かりやすく周知していきたいと思っております。なお、利用のしおりにつきましては、例規ファイルに綴ってありますので、よろしく願いいたします。

資料5ページをお開きください。例規等で定められていないが、館内周知しているものとなります。下段には印刷作業室に関するものがございますが、注意事項など掲示等による周知を行っていますが、利用料金に関係することも多く、御理解をいただけるよう丁寧な説明を行っているところです。次ページ、6ページを御覧ください。多目的展示コーナーに関する事項ですが、利用者懇談会において事務局より、可動パネルストッパーについて利用調整会で周知しているが、なかなか周知徹底ができないことについて御意見をお伺いしたところ、調整会での説明のみでは、準備を行う団体のメンバーまで周知できていないのではとの御意見をいただきましたので、説明の方法を工夫していきたいと考えております。

続きまして、資料7ページを御覧ください。情報発信の分類についてですが、これは利用者懇談会の時にいただいたものですが、ラウンジのレイアウトについて、ホームページに掲載してほしい、また、電源の場所が分かる図面が欲しいとの御意見をいただきました。これまで、館内における掲示や総合案内で対応してまいりましたが、貴重な御意見として、速やかに対応いたしました。

続きまして、資料8ページを御覧ください。分類としては、その他となりますが、上から6段目に、運営協議会についての御意見がございます。6つの機能（①市民活動の入り口機能、②活動拠点・事務所機能、③交流・ネットワーク機能、④情報収集・提供（発信）の機能、⑤相談・コンサルティングの機能、⑥学習の機能）についても議論してもらいたいとの御意見をいただきました。先ほどの運営協議会についてでも触れましたが、平成28年度及び平成29年度の運営協議会では、管理基準等の策定に向けての協議が主であったことは確かですが、今後はセンターの管理運営について御協議いただきたいと思っております。

ただ今、主なものを説明させていただきましたが、資料に基づく御意見をはじめ、委員の皆様が利用の際に感じていることなど、また、市民活動を行っている中で、サポートセンターに対する要望等がございましたらお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は、以上となります。

座長： ありがとうございます。この協議会のメインの部分は、この議事の部分ですので、ただいま説明がございましたけれども、何か御質問や確認事項、あとはこの場で話した方がいいとか、あるいは何らかのアイデアがありましたら、率直に御意見、御発言いただければと思います。

内 田： すみません。8ページの、指定管理への移行という話が出ている所に関しては市の人から説明があったほうがいいのではないかと思います。私の理解をいうと、今は市の直営になっているものが、指定管理者制度というものになったら、例えばNPO団体だとか株式会社だとかが運営をするということになると思うので、この辺の指定管理への移行についてというような話が利用者から出た場合は、何年後になるのかは分かりませんが、その時は上まで話すのか、それは全然別問題なのかという所は、切り分けておいた方がいいのではないかなと思うのですが。

座 長： そうですね、切り分けると今おっしゃいましたが、指定管理になるかどうか、これは政治状況もありますので、この場でやるやらないは言えませんが、ただ、はっきりしているのは、指定管理者になってもならなくても、センターそのものを市民活動にとって有意義なものにしていこうというものですので、どういう状態であっても、やるべきことは変わらないだろうと思います。ただ、現状で指定管理者にした方がいいのかどうかというのは、これは我々自身が決める話では当然ないのですが、今の市の実状として、どういう段階にあるかというのは、これまでの協議会の中でも、その都度管理規約を作る過程で報告を受けてきました。今回新しい委員さんもいらっしゃいますので、その意味では、指定管理者の動きについては、どのような状況になっているのかは、市の方から改めて、説明を頂ければと思います。

事務局： ありがとうございます、現在の状況につきまして私の方から説明させていただきます。まず、先程説明をさせていただきましたように、平成27年10月に条例改正がございまして、ここの管理運営に関する基準、その他必要な事項が定まるまでの間は、指定管理は行わないこととするということになっております。それから2年度、28年度、29年度に渡りまして、この運営協議会の皆様に御協議いただき、今年の3月に管理基準等というものが策定されました。この4月からその管理基準に基づいて、市民活動サポートセンターを運営しているところでございます。今の議会とのことで申し上げますと、今まで作ってきた管理基準を実際に運用して、それでしっかりと運営できているかどうかの状況を、一定期間経った段階で、議会の方に報告するようにという話が、今年の2月に議会がございましたので、今後は議会にその経過を報告させていただくという状況になってくるのだと思います。

ただし、今現在、管理基準は策定したのですが、サポートセンター条例の改正が行われ、今はサポートセンターを指定管理に委ねることはできないという形になっています。それはまだ変わってはおりませんので、今後はまず、条例がどうなるかというところがあって、その後初めて、指定管理という話が出てくるのだと思います。条例の改正なので、議会で行うものになりますので、私どもの方で申し上げることはできないのですが、そういう流れになるとは考えております。ただし、先ほど座長からお話がございましたように、この管理基準の策定というのがそもそも運営主体に関わらず、適正にここのセンターの管理運営ができるようにというところを目的として策定したものでございますので、まずそちらの管理基準に基づいての適切な管理運営を、今現在は行わせていただきたいと考えているところでございます。今の状況につきましては、以上でございます。

座 長： 何か分かったような分からないような感じがするかもしれませんが、簡単に言うと、管理基準は2年かけて一応作られて、それを検証のために導入している最中で、その都度議会に報告していますということですね。結局指定管理者になるかどうかは、要は、もともと議会が発議して条例改正しているの、それを議会が再度、改正して、指定管理者制度にすると条

例を作ってくれない限りは、できないわけですね。ですから、あくまでも議会の意思次第という状況だということです。その間、条例改正で指定管理者になるかならないかは別としても、この協議会をはじめ、利用者懇談会をはじめ、皆さんから出された意見を、サポセンの方が、極力導入して、いいものは積極的にやってみましょうとか、あとは委員さんのみなさん、なかなか厳しいので、いや、利用者の自己責任をちゃんと問うべきだとか、こういう事をこの場で話し合いながら、事務局に吸い上げてもらうような形を、この協議会では取っている状態です。ですから、指定管理者そのものについては、議会の意思が固まればということですが、ただ、これも決まっても1年では導入できないから2年くらいかかるとは思います、大変な作業は残るかもしれません。

内 田： 今の続きみたいな話ですが、これは委員の皆さんに共有していただきたいというか、指定管理の話については、指定管理者に何年後かに戻る可能性はもうかなり高いというか、可能性があるという事なのですが、ここで話されたこと、例えばサポセンの機能とかそういうものについては、その機能を実現できるような指定管理者が選ばれるかどうかといったような資料作りとか、そういうところに関しても、多分ある程度の影響は必然的に与えてしまうと思います。そういう機能を、この運営協議会が持っているかどうかというところは別にしても、市の人が一緒にいるところで話してしまうので。基本的にはもう専門的な話でもありますし、その話ばかりするというのはよくないと思いますが、サポセンが今後どうなってほしいか、みたいなことを話す上で、例えば、NPO団体とか株式会社とか、そういうところが管理者になる場合についても、そういう機能があるんだとか、あるいは機能を実現するためにはどのような運営の仕方がいいのかみたいな話まで、ある程度イメージを持ちながら議論をしたほうがいいのかと個人的に思っているところです。すみません、ちょっと個人的な意見みたいなものです。

座 長： 今御意見ありましたが、関連して何かございますか。どうぞ、榎本委員さん。

榎 本： 指定管理者制度に移行するのが前提と言いますか、行政の流れのような気がするのですが、座長の先生が行政学の先生だという話を伺ったので、簡単に指定管理者制度がいいのか、市の直営がいいのか、その違いがはっきり分かっていないので、それを簡単に御説明いただくことはできますか。

座 長： 試験を受けているみたいですが。

榎 本： 指定管理者制度がいいのかどうか分かっていないのに、その移行を進めるのかどうか、もちろん議会の議決次第だということですが、実は桜区の方でも葬祭場について、指定管理者制度の話が出ていまして、我々一般人は指定管理者制度がいいのか、そうでない方がいいのか、あるいは行政の流れとしてそういう方向なのか、分かっていない部分が多いんですね。そこで、極めて瑣末な質問かもしれませんが、簡単に違いを教えていただくことができれば、ちょっと勉強できるのですが、どうでしょうか。

座 長： そうですね。大きな違いは、行政の職員はゼネラリストとあって、何でもこなす能力で採用されるんですね。ですから、実は専門家ではないんです。指定管理者は逆に専門性があって、その業務に長けているということで、応札等をするわけです。そういう意味では、指定管理者制度が利用されるというのは、その専門性が認められるということだと思います。それが効率的であるかどうか、というのはちょっと微妙です。と言うのは、効率と言ったときに、その費用対効果で考えれば、専門家がやった方が確かに技能、スキルがあるわけですから、本来コストは下がる筈ですが、ただ、指定管理者を導入しても、公務員はクビになるわけではありませ

ん。つまり、今ここにいる事務局、例に使ってすみません、ここにいる人たちの仕事がなくなるだけで、この人は別な仕事に異動するわけです。ですから、人件費をどう捉えるかによっては、指定管理に出さない方が本当はいい場合もあるわけです。しかも、利用者からの意見のどこかにもありましたが、責任、意思決定が、実際に公務員の担当者がいないときにできるかと言われたときに、これも本来はそれも含めて、意思決定できるような状態で委託をするわけなのですが、限定的です。ですので、そのコストという部分で、本当に指定管理が安上がりなのかといわれると厳密に考えるとかなり細かく調査していかないと決定はできません。ただ、多くのところは、公務員の数が減っていますので、そういうことからすると、民間の企業であるとか、NPOとかと協働するというのが今日の流れであるので、適正に予算の中で処理していただけるという前提で、性善説で導入しているのが実態だと思います。ちなみに、企業も私たちのプライベートな問題を解決する社会の公器、公の器と言われますし、NPOはもちろん、行政が手を付けられないところ、あるいは気がつかないところをカバーしてくれます。そういう意味では、さいたま市内の地域のNPOとか、企業が一定の公正なり正義の下で、ちゃんとルールの下で活動するということが自体は、望ましい方向だと思います。ただ、先ほど言ったように全て厳密にお金が安上がりになるんですかと言われると、必ずしもそうはいかない場合があるので、最後は、当面どこに力を注ぎたいのかというところにウエイトを置いて、決めるしかないのかもしれない。それから、内田さんの方が最初の方に言っていた、指定管理者を募集する仕様書も、基本的には、管理基準に従って作られていきます。それ以上規制をかけるというのは、基本的には応募を減らすことになっていきますので、最終的には行政とその指定管理者のすり合わせ、調整があるということが大前提で仕様書は作られていくのだらうと思います。ただ、そんなに大きな変更はないと思います。指定管理基準そのものが、以前よりもかなり良くなってはいると思いますので、あとはプラスアルファで期待する部分が付け加えられれば、あとは委託料に跳ね上がるというような話だと思いますが。説明がうまくなくて申し訳ないですが、ざっくり言うとそんなイメージです。

榎 本： よく分かりました。ありがとうございます。

座 長： 永沢委員、どうぞ。

永 沢： 関連してなのですが、例えば市民社会とか市民参画、協働の考え方は若干、哲学に近いところがあって、専門家によって意見が分かれるところがあります。ただ、ちょっと別な視点でお話をすると、そもそも例えばさいたま市であるとか、もっと言えば、各10区のそれぞれの地域というのは、主体が誰かということ住民、市民であり、行政、公務員ではありません。つまり市民がどういう町を作りたいのかということを実現するために、NPOや市民活動や地縁活動というものが存在しながら、足りない部分を行政が補うというところから成り立ってきた背景というのが原則にあると言われていています。反面、例えばNPO法はちょうど今年で20年になるのですが、どちらかという日本の各地域というのは、行政がある程度様々なもの、福祉であるとかまちづくりを実施して、そこのすき間の部分をいわゆる市民やNPOで埋めていこうという形で成り立ってきている要素も若干あります。指定管理者制度は、一歩間違えてしまうとルールや規定を行政側が作って、その下請的に市民側が受けてしまうという関係性になりがちなどところがあります。これが健全かという議論が実はあるんです。本来この市民活動サポートセンターが運営される場合には、例えば公民館等と違い、市民活動の支援をしていく、つまり住民がどんなまちづくりを目指して、どんな支援が我々は必要かというのを、自分たちで考え

て運営するという場というのを、行政が機会提供する、という考え方が健全であるという位置付けが、実はNPOや市民活動の考え方の中の1つにあります。それから言うと、その指定管理が、効率化が良い悪いという話ではなくて、まず、住民の人たちがこのセンターを使って、自分たちがどんな市民参画の環境を整えたいのか、そのためにどんなサービスや機能が必要なのかということ、こういった会議を含めて議論をして、そこに対して行政が、場所であるとか、予算を含めて、機会を提供するという考え方もある。その考え方でいくと、行政がここで直営をしていくというのは健全ではないという言い方を、他の地域の市民活動センターやNPOたちがしてはいます。さいたま市ってちょっと違う運営になっているよねという方も結構いるにはいます。そういう意味では指定管理がいいかどうかということよりは、やはり住民の代表である機関がここを運営しながら、行政とのパイプを使いながら、議論しながら、この環境をよりいい形に実現していくというのが健全ではないかという考え方もあるということです。

その中で1つ、直営でやっているあり方を議論しているものの延長線上で指定管理を考えていく場合に、若干不安があります。これだけの広さでほぼ無休で、それから営業時間の長いところを、例えばどこかさいたま市内の支援機関、スキルを持っている専門機関が担えるかという点です。例えばスタッフ数も多分5人10人では足りないですね。それ以上のスタッフがある程度いて、それで、ある程度専門性を持ちながら、さらに、予算も直営よりはその運営をするNPOに流れてくるお金だけを見ると、やはり下がってしまいます。というのはやはり行政職員の人件費が高くて、そこをそのままシフトする訳ではないので。ただ全体的にコストが上がってしまうのは、指定管理で金額が下がって委託されたとしても、結局担当者を置いて運営しないといけないので、そこでバックヤードとして必要になる行政の人件費であるとか、いろいろなコストがかかってきます。全体のマスでとらえると、必ずしもものすごく指定管理の方が安くなる訳ではないところもあるのは確かです。ただ、その予算の範囲の中でどこまでこれだけの運営時間と規模の大きいところを運営できる機関があるかと考えると、別な意味で指定管理に戻したときに、健全な形で、この運営が担えるところが出てくるのかという問題が別にあります。単なるビルメンテナンス会社がお金欲しさに受けて、受付業務だけスタッフを置いて、ソフトの部分、例えば相談とかセミナーとかシンポジウムがほとんどどこかに丸投げになってしまうと、そもそも健全かどうかという議論になってしまうので。ただ、その制度を設計する際に、指定管理にする場合は今とちょっと違う体制やあり方も勘案しながら、どういう形に指定管理に戻すかということと、またそうした場合には、本当にその担い手や受け皿となりうる場所があるかどうかということを含めて議論をしないと絵に描いた餅になってしまうって、蓋をあけてみたら、やはり直営の方がよかった、ということになってしまう危惧は、個人的にあるのではないかという気がしているところです。

座長： はい。ありがとうございます。おっしゃったとおりで、僕も1つだけ心配なのは委託をするとかやはり予算が削られてしまうんですね。そうすると、そのワーキングプアを行政自ら作る支援をNPOに対して、行政が悪いマイナスの支援をしてしまう可能性があるんで、永沢委員さんがおっしゃったとおり、やはりこの市民活動の拠点を市民本位で運営しようとなると、それだけのコストはかかるというところを、仕様を作成するあたりで我々もチェックしなければいけない、それは留意事項としてあると思います。

内田： もうひとつだけ、長く話してしまっただけ申し訳ないのですが、今さっき、永沢委員さんが言わ

れたように、ソフトの話というか、そのあたりの話がやはり重要ななと思っています。指定管理になるかならないかとかを議論する場ではないので、サポセンはどうあるべきかという話なのですが、その中でやはり条例の中にも、例えばセミナーとは直接書かれていませんけれども、相談やセミナー等の話が、このサポセンの目的であり役割であるということはちゃんと書かれていると思います。齋藤先生、永沢先生からのお話にもありましたけれども、いったいこの地域はどういう地域になるべきか、さいたま市はどうなっていくべきなのか、そのために市民活動はどうあるべきかという話から、じゃあこのサポセンというのはどういう機能とか役割を持つべきかという話も、多分、そんなに時間は無いと思いますが、ぜひやっていって、その先に、今の議論にあったような直営がいいのか指定管理がいいのか、指定管理ならどうあるべきかという話も、必然的に出てくるのではないかなと思っています。すみません。いろいろと話してしまって申し訳ないです。

座 長： それでは、もう一度資料に戻りまして、資料の3の方で何か御意見がございましたら、あるいは御質問がありましたら、御発言をどうぞ。金子委員さん。

金 子： 初めての参加で勉強不足なのですが、資料4の利用状況を見させていただいて、24年度から年度別の利用状況を拝見しまして。

座 長： すみません、金子委員さん。資料3の方から。そこは報告になった時に必ず回しますので、少々お待ちください。

榎 本： 資料3の8ページ、さっき御説明いただいたサポセンの6つの機能というところがあって、それが今日、例規ファイルですか、ファイルの2番、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の第2条に、(1)から(6)までがありますけど、これに該当すると考えていいんでしょうか。これがサポセンの6つの機能ということでよろしいですか。

事務局： はい。今、委員の御指摘のありました、サポートセンター条例の中では、機能ではなく業務という形で、大きく挙げさせていただいております。今回、この6つの機能のお話をさせていただいたのは、このセンターを作る際に整備基本計画というものを、さいたま市として策定しておりますが、その中で、先ほど説明でもありました3つの理念とともに、その導入すべき機能といたしまして6つのことを掲げておりまして、先ほど申し上げました6つの機能を備えるという形になっております。条例では業務という形になっておりますけれども、基本的に同じ内容となっております。

榎 本： そうなりますと、6つの機能というのは、条例の第2条の(1)から(6)という形になっていると理解していいんですね。

事務局： そうでございます。

榎 本： その(2)に市民活動に関する交流の促進に関することというのがありまして、まさにそれが先ほど事務局で御説明いただいた、8ページの運営協議会にお願いしたいのですがと書いてあるその次、下から5段目の、「地域で活動している団体を知ることができるようなセミナーや分野ごとの団体が集まって交流」と書いてあるところに、合致するのかなと思いました。その回答対応のところに、「昨年2月に行ったセミナーでは、講師と参加者の交流の時間を設けました」と書いてあって、各団体同士の交流や様々な分野でのつながりづくりということが書いてありました。それぞれの代表の方々が集まって、この場もあるわけですけど、他のグループはどういう活動をしているのかなと思うんです。我々の団体はやはり高齢者が多く、事業を継承する人はなかなかその同じ地域の中では少ないです。せっかく政令指定都市になって、各区

から皆さん来ていただけるので、自分たちと同じような活動をしている団体が他区にもあるのではないか、あるいは他から学ぶこともできるのではないかと考えていまして、そういう意味でもサポセンを利用して、サポセンがそういう交流の、さいたま市の中の他の地域の方々との交流も提供できるような場、そんな形になったらいいのかなと思いました。以上です。

座長：ありがとうございます。交流を促進するためのものは、これまで何かやっていませんでしたか。出向いて行くというのもありましたけれども。

事務局：そうですね、今年ですと、このサポートセンターとしましては、セミナーに関しましても、ここだけではなく、大宮区の方を会場にセミナーを開催したりというようなこともやっております。またネットワークづくり等、団体同士の交流という意味では、各区のネットワークの交流を図りたいということで、そのまずは情報発信として、昨年度にはラウンジの方にネットワークをPRするコーナーを設置させていただいております。昨年度の運営協議会でも御意見をいただきましたけれども、各区のネットワークの団体紹介をしているが分野、活動が分からない、ジャンルごとに分けてみたらどうだというような御意見もいただいておりますので、さらなるその情報の発信のあり方というのは検討して参りたいと思っております。また、先程委員さんがおっしゃったイベントに関しましては、各団体が一同に会しますので、そういった部分での交流を深めていただければという視点を持って、イベント等は開催をさせていただいております。

座長：交流の促進と情報発信は、もう少し工夫の余地があるということで、よろしいですね。

河野：初めての参加で本当にプアな知識で申し訳ないのですが、このアンケートを見させていただいて感じるのは、まずセンターっていうのは本当にどの程度利用されているのかということがよく分からないんですね。なぜかと言うと、私は今回のこういう集まりで初めてセンターの活動内容を承知した訳です。特に私は西区から参りますけれども、やはりこのセンターの地理的な問題から考えると、私どもの地域の方はほとんど利用していないのではないかと、そういう感覚を持っているんですね。その辺も含めて、誰がこのような御意見を、どこまでの利用率があつてこうおっしゃっているのかという根底が分からないものですから、非常に申し訳ないのですが、本当に利用しているごく一部の方の御意見なのか、その辺を十分に事務局が把握されていて、これからの方向性をどう決めようとしているのでしょうか。多分他の参加されている方や利用されている方は状況を分かっていらっしゃるのでもいいと思うのですが、私みたいな、西区の端の方で活動をやっている人間から申し上げますと、たぶんうちの地域の方はほとんど認識されていないです。それが現状で、そのような中で、今後どういう方向性をさいたま市として考えていらっしゃるのかということが、このアンケートだけだと、ほとんど見えないんですね。その辺がもし事務局で、どのような利用率というか、どこの地域の方がメインでやっていて、どういう状況なのかというのがわかれば、簡単にお聞かせいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

事務局：承りました。今の御質問にお答えさせていただきます。どのような方が御利用なさっているかということで、大変申し訳ございません、今ちょっと手元に数字がないのですが、利用されている方の居住の区で言いますと、浦和区や南区が、やはり数としては多いです。これは物理的な近さというのがどうしてもあるかと思えます。ただ一方で、私どもの方で、当然地元の浦和区の方がどうしても多くなってしまふということはあるのですが、先ほどの説明でもございましたが、10区の皆様に代表で出てきていただいているという部分というのが、物理的にサポ

ートセンターがこの場所にあるとしても、機能として、セミナーであるとか、あるいはこのようなものをサポートセンターがやってくれればいい、岩槻区や西区に来てやってくれればいいとか、セミナー等を積極的にどんどん地域に出て 10 区でやってくれればもっとよくなるのにとか、そのような御意見も承りたいと考えておりますので、物理的な問題はどうしてもありますが、機能としての部分について御意見をいただくと大変ありがたいと考えております。以上でございます。

座 長： それではすみません。今胤森委員さんがいらっしゃいました。初回なので皆さん自己紹介を行いましたので、短くて結構ですので、お願いできますでしょうか。

胤 森： すみません、遅れました。広東オペラ日本同好会の代表で、胤森文恵と申します。今回、市民活動ネットワークの浦和区の代表として参加させていただいております。よろしくお願いたします。

座 長： ありがとうございます。突然振ってすみませんでした。

今ちょうど利用者についてのお話がありましたけれど、まだしっかりと資料の 3 の方、目を通してない方もいらっしゃるかもしれませんが、次の報告を受けて、また改めて、資料の 3 の方で御発言がありましたら、受け付けますので、恐れ入りますが次に進みます。

7 報告

(1) 利用状況について

座 長： それでは、次第 7 の報告「(1) 利用状況について」、事務局の方から、御説明いただけますでしょうか。

事務局： それでは、次第 7 報告の「(1) 利用状況について」説明させていただきます。資料 4「さいたま市市民活動サポートセンター利用状況」を御覧ください。この資料は、市民活動サポートセンターの来館者数や、貸出施設等の利用件数などをまとめたものになります。1 ページ目に年度別比較、裏の 2 ページ目に月別比較を載せています。2 ページ目の月別比較は、上段が平成 30 年度、下段が平成 29 年度の件数となっています。

項目についていくつか説明をさせていただきます。表の中ほどより少し下、印刷作業室利用の中の一歩下、印刷機器以外に含まれるものは、丁合機、紙折機、裁断機、製本機および印刷作業室内の端末のみの利用です。

下から 3 段目、備品使用に含まれる備品は、電源、延長コード、可動パネルや展示パネル用のワイヤー、フック、やかん、ポットです。

その下の Web 団体登録ですが、これは、通常の団体登録とは異なり、市民活動サポートセンターのホームページ「さポット」に登録をいただいた団体の件数です。Web アクセスは、「さポット」のトップページにアクセスのあった件数です。

この利用状況については、昨年度第 3 回の運営協議会から、資料としてお示しをして、説明については件数に大きな動きがあった場合にのみさせていただくということにしておりますが、今後も同様にさせていただきたいと考えています。

説明は以上になります。

座 長： ありがとうございます。ここでは数字の説明だけですが、何かありましたらどうぞ。大きな変化はなかったということですね。金子委員さんどうぞ。

金 子： 利用状況を御説明いただいたのですが、この中で市民活動団体登録届というのが年度別に載

っております。先程、事務局から話がありました、利用されるのは浦和区と南区が多いのかなということですが、登録団体は区別にはどのくらいの登録があるのか、それから来館者というのは、実際、区別に分かるかどうか分かりませんが、どの程度利用されているのか、教えていただければ。というのも、私も北区に住んでおりますけれども、公募するにあたりちょっと勉強して、ここにこのセンターがあるということと、こういう活動をされているということは、非常に市民のためにはいいのかなと思いました。ただ、政令市としてさいたま市内10区もあると、ここは浦和の駅前にあるわけですが、利用者の意見のこの資料の8ページ、下から2段目、「大宮地域にも同様の施設を希望します」というようなアンケートも出るわけです。これについて、行政側も、貴重なご意見として承りたいということです。いろいろのお話が出た中で、意見交換をやるとか、出前講座、サポート活動をやるとか、ありますけども、1つは10区の来館者や登録の年度別の中身が分かればこれを参考に教えていただきたいです。あと、すぐに施設を作るというのは、私も無理だということは分かりますけれども、このサポート活動がもっと市民に分かるようにPRをしてほしいと思います。パソコン、ネットを見れば分かるのですが、高齢者が多くなってネットをパソコンで見ている人がどの程度いるか分かりませんが、何らかのPR方法、情報伝達を検討されてはいいのかなと、そういう風に思っています。参考までに申し上げたいと思います。

座長： 区別の利用状況はお分かりですか。

事務局： 年度別ということではないのですが、現在の登録数ということで、内訳はございます。このセンターを利用していただくには、ラウンジのテーブル等に関しては、登録をしていただかなくても使っていただけます。ただ、貸出備品や多目的展示コーナーを使いますというような団体においては登録をしていただいております、その数の区ごとの内訳がございます。従いまして、この数がイコール、区の市民活動団体ということではないので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

内訳ですが、団体を登録するときに、その所在地はどこですかという欄がございますので、それを申し上げますと、現在1,793団体が登録をされておりますが、そのうち順番に、区の数でいくと、西区が37団体、北区が66団体、大宮区が88団体、見沼区が86団体、中央区が128団体、桜区が94団体、浦和区が538団体、南区が267団体、緑区が173団体、岩槻区が38団体、そうしますと市内の合計が1,515団体という形でそれ以外、278団体においては、所在地が市外にある、という形になっております。

金子： ありがとうございます。

座長： では小島委員さん。

小島： 私も金子委員さんの質問と重複します。どのような分布になっているかということです。聞きたかったのは、サポートセンターというのは、私は見沼区ですが、見沼区にはコミュニティセンターが3つあります。その集大成というか、大きいものがこのサポートセンターではないかなというぐらいのつもりでいて、浦和区の人が中心に使っているのだろうなという考えでございました。しかし、市民活動をサポートするというのが、この大きな目的であるということを知りまして、しかもその指定管理者というものの規定が、かなりの厳密に、今ちょうどまれているところであると。各区にあるコミュニティセンターがやはり指定管理者に委ねられていると思うのですが、どうしても職員さんの数が1人とか、2人とかで、あとはパートさんで運営されているというのが現状ですね。これは今のままでいくと、本当に箱もの行政の

成れの果てじゃないけれども、廃れてしまうのではないかと思います。

ここはそうならぬよう、いろんな市民活動というものがうまく機能することによって、それを各区に持ち帰り、そうして利用価値が上がっていくことが、今後、さいたま市そのものがスケールアップしていく上で非常に重要なことじゃないかなと思いました。こういった市民活動ネットワークの方が各区から来ていただいたということで、初めて、そういった情報が交換できる場になるのではないかなと、非常に期待しておるわけでございます。今まで区民会議の方で、区の委員もやりましたけども、最初の何年間は全体のものがありました。市民活動ネットワークはそういった全体のものはないですね。そういったことで情報交換を非常に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

座長： はい、ありがとうございます。今の資料4について、何かありますか。

内田： 単純な質問ですが、総合案内対応というところを見ていくと、平成29年度月平均916件で、前の年並みなのですが、平成30年度になると、月平均が555件で急に下がっているように見えるのですけれども、これがどういうことなのかと思いました。平成29年度の月平均の半分程度になっている様に見えるのですが、どういうことですか。

事務局： ただいまの内田委員からの質問にお答えさせていただきます。2ページ目の月別比較を見ますと、確かに、総合案内対応のところ、平成29年度は4月890件、5月835件、6月771件です。今年度は、4月659件、5月511件、6月496件と減少しております。これにつきましては、総合案内対応の入力方法を、4月から変更しております。今までは、窓口で受けた件数を、正の字でチェックしていたものを入れていたのですが、今年度から、かなり詳細に、こういう相談があった、どういう対応をしたというのを入力しております。15集会室はどこですかとか、トイレはどこですかとか、そういう場所の案内もかなり多いのですが、そういうものも含め、どのような窓口対応が多いのかと把握するために、細かく記録をしております。詳細に入力するようにしたその結果、入力しきれていない、省略している部分が出てしまっているという部分がありますので、それが件数に出てしまっているという部分がございます。以上です。

座長： 詳細に入力するようにした一方で入力が増えすぎて、細かいところは端折るようにしたから、入力件数が少なくなったということですね。トイレどこですかというような簡単な質問については全件入力しているわけではないから、入力件数が少なくなったというそういうことですね。

内田： 去年まではそういう細かいものも全部入れていたということですか。

事務局： そうです。

内田： では一応、データのところを見て議論するということだと思うので、結局、どんな相談があるのかということ、軽く教えていただけますか。

榎本： 資料3に窓口対応というのがありますけれども、ここの総合案内対応のものとは違うのですか。これがその抜粋ですね。

事務局： そうです。

榎本： ではこれでいいのではありませんか。今この数字の内訳まで確認するのは時間的に厳しいかと思えます。

座長： 典型的な例では、資料3だというふうに御理解いただいて、今度はそういう意味では、ここの総合案内の部分は整理して、次に伝えることあれば、次に伝えてください。

(2) 実施事業について

座長： では、すみませんが少し時間も押してまいりましたので、もうひとつ、報告「(2) 実施事業について」、よろしいですか。

事務局： それでは、続きまして、次第7報告「(2) 実施事業について」、説明させていただきます。資料の5、実施事業「七夕飾りでPR！ー私たちこんな活動していますー」を御覧ください。

まず、事業概要について説明いたします。市民活動団体のPRや、団体相互の交流、また「集まりやすく居心地の良い」センターの雰囲気づくりを目的としまして、各団体に、自身の団体をPRする掲示物などを作成いただき、それを貼り付けたパネル展示を実施したものでございます。七夕の時期に合わせて実施しまして、掲示物も基本的には七夕をテーマにさせていただいております。また別に、センターで用意した笹のイラストも並べ、市民の方に七夕の飾り付けも行っていました。その写真が事業概要の横にあるものでございます。参加募集につきましては、チラシやポスターによる館内掲示、また当センターが運営しております「きポット」というWebサイトにて実施しました。展示期間としましては、6月17日から7月7日までの3週間、中央ラウンジにて展示を実施いたしました。参加団体は、資料下段にありますとおり、9団体でございました。資料の裏面を御覧ください。こちらは参加いただいた9団体の、飾り付けをしたパネルの写真でございます。

実施後、参加団体にはアンケートに御協力いただきました。次のページを御覧ください。ポイントをかいつまんで説明いたします。設問2の「今回のイベント内容はいかがでしたか」に対しては、9団体中3団体が「大変良い」、5団体が「良い」、1団体から「普通」の回答をいただき、また、設問4の「次回も同様のイベントが開催されたら参加しますか」に対しては、9団体中8団体から、「また参加したい」との回答を頂いております。一方で、設問3の「展示期間はいかがでしたか」に対しては9団体中6団体から「短い」との回答をいただいておりますので、次回以降の参考にしていきたいと考えております。アンケート結果などを参考に、今後も、団体のPRや、センターの賑わいを創出できるような展示を実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局： 報告者を交替します。

それでは、続きまして、資料6「平成30年度第1回NPO法人設立セミナー事業報告」を御覧ください。このセミナーは、NPO法人格取得を考えている方に対し、その制度や趣旨を説明し、申請書類の作成などに対して助言や相談を行う目的で開催いたしました。5月25日(金)、午後2時から4時30分まで、浦和コミュニティセンターにて行いました。内容は2部構成で、第1部はNPO法人についての総論、第2部はNPO法人設立のための具体的な書類の作成方法について、市民協働推進課協働係のNPO担当職員が説明を行いました。参加者は24名でしたが、定員30名に対し、29名の申込がありました。アンケート結果からは、「セミナーを受けて参考になりましたか？」との問いに、19名が「参考になった」と回答しており、内容に対する満足度は高かったと感じています。また、「今後、NPO法人設立に向けて、検討していきますか？」との問いに、参加者の半数の12名が「する」と回答しており、参加者の意欲の高さがうかがえました。本日お配りしたチラシを御覧ください。同じ内容のセミナーを、8月30日(木)午後2時から、大宮区役所にて行います。8月10日から23日までが申込期間となっておりますので、興味のある方は、ぜひお申込みください。

次に、資料7「ファンドレイジングセミナー みんなで考える市民活動とお金のはなし」を御覧ください。このセミナーは、明後日、7月26日（木）午後1時30分から、サポートセンターの南ラウンジにて、埼玉県共助社会づくり課との共催で行うものです。NPOなどの地域活動実践者に、寄付や助成金、クラウドファンディングといった様々な資金調達の手法や広報戦略などを学ぶ機会を提供することで、活動を支えるためのファンドレイジング・資金調達力の向上を図り、組織基盤やネットワーク強化を促進することを目的として行います。ファシリテーターにファンドレイジング・ラボ代表の徳永さん、事例発表者とパネリストとして、NPO法人無料塾ひこご副代表理事の雛元さん、NPO法人クッキープロジェクト代表理事の若尾さん、NPO法人グリーンパパプロジェクト代表理事の吉田さん、一般社団法人熊谷市観光協会チーフプロデューサーの時田さんをお迎えし、各団体の事例発表や、参加者同士の意見交換、パネルディスカッションを行います。また、裏面の右上に、「今後のファンドレイジングセミナー連続セミナーのご案内」とありますが、9月、10月、1月に、今回と同じく埼玉県との共催で連続セミナーを行います。場所は浦和コミュニティセンターになります。こちらのセミナーもぜひ、御参加ください。

最後に、資料8「市民活動サポートセンター夏のセミナー オリンピック・パラリンピックのボランティアで地域を盛り上げよう！」を御覧ください。このセミナーは、8月2日（木）午後6時30分から、サポートセンターの中央ラウンジにて行います。市民活動サポートセンターの6つの機能である、市民活動の入口の機能及び学習の機能に基づき、市民活動の面白さや大切さを知ってもらうためのきっかけづくりを目的に、また、オリンピック・パラリンピックのボランティア活動への参加を促し、その活動を通じて市民活動への関心を持ってもらうことで、市民活動の裾野を広げることを目的に実施します。今月、東京2020オリンピック・パラリンピックのボランティアの募集要項が発表されましたが、その内容に基づき、ボランティアの活動内容や応募方法等について、さいたま市オリンピック・パラリンピック部の職員が説明を行います。このセミナーについては、定員30名としていたのですが、予想以上に申込が多く、急遽50名に増やしました。それでもすぐに50名まで埋まってしまい、すでに申込を締め切っている状況です。この関心の高さを、これからの市民活動につなげていくようなセミナーにしたいと思います。

ファンドレイジングセミナー及び夏のセミナーにつきましては、次回の運営協議会で事業報告をさせていただきます。説明は以上になります。

座長： ありがとうございます。何かお聞きになりたいことはございますか。資料5から8までで。

島田： 先ほど説明があった資料8ですが、これは違う部署でボランティア募集していますよね。都市戦略本部とかいうところで、国籍があるかとか、3日間だとか5日間だとか。その補足というか、参加者が30名ですので、それ以外の希望者にまた詳しく説明するということですか。もう向こうは回覧でボランティア募集をすると、周知事項として聞いていますけれども、このボランティア募集の回覧はセミナーの8月2日より、もっと後からの回覧ですよ。だからこっちが早いということは、募集の方ともタイアップした方がいいのではないかと思ったのですが。

ただ、この30名という募集は、これだけの人数をサポートセンターで募集して、市民活動イコールボランティアと考えるという意味合いの募集だと思っただけなのですが、ボランティアの募集は8月に入って回覧でお願いした後にしたいということで聞いています。でも、これは既に8月

2日に説明会ということで、独自でやるのは分かるのですが、これは互換性というのはあるんですか。

河野： これはボランティアの申込みのものではないですよ。ボランティアの募集は8月16日からですよ。

島田： これはボランティアを盛り上げようという話だけですか。向こうは最寄駅とか会場とかいろいろ詳しく書いてありましたが、これは全く別個のものですか。

事務局： ボランティアの募集とは別のものです。オリンピック・パラリンピックのボランティアというものを通して、ボランティアというものに興味をもってもらいたいというところを目的にしているものです。

島田： そういうことですね。勘違いしました。独自でボランティアを募集して育成するのかわかったので。それが一番理想だとは思いますが。この場だから、市民活動ネットワークのことも考えて少し聞かせてもらいました。

事務局： すみません、申し訳ございませんでした。私どもといたしましては、やはり市民活動サポートセンターでございますので、オリンピック・パラリンピックのボランティアを1つのきっかけとしていただいて、それで今後の市民活動への参加などをしていただければというふうに考えております。

島田： あちこちでいろんな回覧等があるから誤解してしまいます。悪いことをしているわけではないですが。

事務局： ありがとうございます。すいません。

座長： 紛らわしいということですね。回覧がよくあるんですね。

小島： 資料5から8番で、こういう事業をやりましたということですが、初めて参加したものですから、この事業がどのように企画されて、実行されたのかということをお聞きしたいです。どういったテーマをこの1年やっていこうかということを決めて、そのガイドに沿ってこういうものが企画されて、行われるという形だと思うので、その辺を教えてください。

座長： 私が言うのも事務局ではないのでおかしいですけど、前の会議の時に、次年度の事業計画というのがこの会議で提出されて、これまでずっと、メインの活動としてやるべき項目が何個かありまして、それを一応やりますという案が出されています。それは従来どおりのことで、効果もあるかもしれないし、いいのではないですかということで、大枠は決まっています。ただ、今回のようにチラシをこういうことまで考えて作ってやりますという、細かいことまでは決めておりません。ですから、そういう意味では市民活動を促進するであろうという事柄は、現場に裁量を与えて勝手にどんどんやってということであって、概ねこちらの方向に向かいますということだけは一応、メインの事業をもとに決まっているということによろしいですか。

事務局： ありがとうございます。そうです、大枠はそのような形になっているかと思えます。今私ども事務局で考えております、特に力点を置かせていただきたいと思っているのが、まだ市民活動に参加されていない方に向けた、市民活動に参加するきっかけとなるセミナーでございます。そういう意味では、今お配りしたこの資料の中で、資料6、あるいはこの当日配布の資料、この資料ではNPO法人設立ということで、設立のためにどういうふうになればいいのかということをお伝えするもの、後は、先ほどのオリンピック・パラリンピックのボランティア、この辺が、今まだ市民活動されてない方、あるいはしているけれども、今後、より広い大きな展開をしていきたいという方に向けた仕掛けでございます。それに力を入れています。ただ、もう

一方で、この資料7の埼玉県との共催で行うファンドレイジングセミナーというものがあるのですが、こちらに関しましては、やはりどうしても、市民活動をこれからやってくださいというだけでは無責任だという考えがあります。実際に活動を始めた後に、資金不足になってしまいどうやって今後展開していけばいいのだろうという団体さんはやはり多くいらっしゃいますので、その辺りをどうすればいいでしょうねということで県と少しお話をさせていただきました。このようなものを実現させていただきました。やはり活動の入り口のところを多く主にしてはいますが、それだけだとちょっと偏り過ぎかなというところで、実際に活動を始めた団体さんが継続していけるようなものというの、一方では行っていきたいと考え、計画しているところでございます。

小 島： それに関連しまして、いいですか。私は見沼区なのですが、見沼区、緑区、その辺が中心になるかと思うのですが、見沼田んぼ政策推進会議ですね、加倉井委員さんもそうですけれども、見沼田んぼ、これを100年残そうということで、いろいろ動いております。これに絡む団体はたくさんあり、まだ今年度は始まっていないので、具体的なことは申し上げられないのですが、サテライトのセミナー等をやっているというのがあるんですね。ここの中にも関わると思うのですが、自分達の団体がどういうことをやっているかということ、互いに知りながら、ひとつの目的に向かって動いているということを知らしめるのは、非常にいいことだと思うんです。ただ見沼田んぼ政策推進室だと、他の部署と全然関わりがありません。縦割りになっているところなのですが、そこに入っている市民団体は、盛り上げていこうとか、100年残そうとか、色んなことを企画してやっている訳なので、ぜひ取り上げられるようなことをしたいなと思っております。

座 長： この会合はそのための会合でもあります。情報発信していただければ、各区から来られた方が持ち帰ることができますので。先ほどもあの歴史のチラシ等ありましたが。皆さんせっかくなので、次に参加するときには、何か他の区に情報提供したいものもありましたら、ぜひ持ち寄ってください。

冒頭、途中で言いましたけれども、資料の3で、やはり何か内容を御覧になって取り上げておいた方がいいと思うものがありましたら、御発言いただければと思います。

内 田： 資料3に戻る前の話でもいいですか。先程の話の中で、今年の事業計画みたいなものが去年承認されたという話ですが、一応それはそれで、委員の皆さんには資料として配布したほうがいいのではないかと思うのですが。私も見てみたいです。今でなくてもいいのですが、やはりそれにのっとって話すべきことはあるような気がします。あとこのチラシやイベント等の紹介は大変重要だと思うのですが、事務局からのお話の中でも、それぞれのイベントで狙いが違うということだと思いますが、こういうものの報告のときには、一体何を、誰をターゲットにして、どのような狙いのイベントをやろうとしているか、という点についても御説明いただきたいと思います。

事務局： そうですね。このセミナー、またイベント等につきましては、開催目的等、今お話のありました対象や事務局の考え等も含めまして、御報告をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

座 長： よろしく願いいたします。では資料3のほうに一度戻ります。

永 沢 資料3について、以前もこの運営協議会員の中で議論が出ましたが、この利用者からの意見だけを拝見すると、例えば暑いとか寒いとか、自分の席がないとか暗いとかですね、重要な意

見ではありますが、なかなか他のセンターでも、ここまでこういった意見があつて、こう対応をしたというのを残しているセンターというのは見たことがありません。だから、ある意味貴重と言えば貴重ですが、作業として非常に面倒だろうなという気がして、これをやるということが、センターの1つのマストな仕事になってしまうのが果たして機能的かなと正直思うところはあります。一方ではこれが市直営だから、このような意見が出ているのかどうかというのも、ちょっと気になるところで、市民運営でやっている中では、例えば暑いとか寒いとかはお互い様で、クレーム的な感じではなく対処できる場所もあります。何となく利用者はお客さんのように、行政の職員がやっているから言いたいことを言っているというような、そう読み取れるような意見も少しあるので、それがどうなのかなという感じがしました。実際、センターを運営されている中で、それほどクレームのようなものではなくて、普通の会話をただ記録しているのか、それとも意外とクレームのような感じのものが多いのか、実態としてはどうなのでしょう。

事務局： 今、永沢委員から御質問がありましたけれども、特にこの資料についても、恣意的に乗せている部分はないのですが、素直にアンケート等にかかれていたものを、そのまま載せております。窓口が暗いですよ、暑いですよというのも、苦情的なものではなくて、何とかならないでしょうか、といった感じです。暗いときには外側の電灯が点いているので、内側もつけてほしいのですが、ということであれば、節電に努めていることの説明をしたうえで、点灯していません。トラブル的な御意見ということではなく、掲載しております。

永 沢： これはこれで貴重なので残していただいてもいいのですが、ただ僕は個人的な意見として、このいわゆるハード的な、ここの暑いとか暗いとか寒いとかロッカーがという話よりは、もうちょっと相談として、例えばNPOの運営上ここに困っているからアドバイスが欲しいとか、実態として、どんな支援サービスや支援機能が求められているのかということの方が貴重な気がします。極論から言うと、こういったところに労力を費やすよりは、もうちょっとセミナーとか相談とかイベントの中で、団体側が運営を自分たちで行う際に、このセンターがどういう機能やサービス持つといいなと思っているかということが聞けると、生産性のある議論ができるかなという気がしましたので、またそういったものがあれば、次回以降見せていただければありがたいなと思っております。

座 長： はい、どうぞ。藤本委員。

藤 本： 私は、永沢委員のようなすばらしい発言はできないのですが、ただ私は本当に、ここを利用する人間として、セミナーが目的で利用しているのではないんです。このサポセンが、自分たちが活動する上で、みんなでわいわいがやがやとやって、印刷をやって、情報を交換して、とても快適な場所なんです。時によって暑かったり、寒かったり、暗かったりしますが、それは苦情ではなく、これだけの広いスペースですので、やはり場所によっては照度がちょっと暗いとか、ほかの方達の雑音が気になり、静かにしてほしいけれども自分たちではなかなか言いにくい、そうすると、ちょっとあそこの団体にもう少し静かにしてもらいたいのですが、と窓口に行ってお願ひしたりしています。このアンケートというのが窓口やテーブルの上にあつて、その中に自由に書けるようになっていきます。苦情とかではなく、ここを良くしていく為に、ここを利用する人たちが快適に利用できるよという気持ちでアンケートを書いているんです。便利に利用できる状態で、ここは自分たちの活動の拠点として、いいところだよ。私は大宮から来ていますが、その時に他の団体にも、あそこ行くと印刷機がすごくいいのがあるし、

折り機もあるし、この間も裁断機が調子良くってね、とかお話ししています。大宮にはない立派な施設なんですね。もしかしたら私も大宮にあるといいとアンケートに書いているかもしれませんが、何を言いたいかといいますと、セミナーとか立派な話し合いの場、勉強の場としてだけでなく、夜間だとラウンジが静かですけども、一度昼間おいでいただけたら、来たことあるかもしれませんが、おばちゃんたちがとても和やかな雰囲気です。そういう市民団体が言う、こういうふうだったらいいとかロッカーがどうかという素朴な意見を吸い上げてくださるのが、ここのいいところじゃないかなと思っております。まとまりませんが、以上です。

座長： どちらも重要です。どちらも確かな事実だと思います。

山田： 私は利用者懇談会に出ようと思ったのですが、今日の資料3を見たら、私のイメージしているアンケートと少し違うので、利用者懇談会に出たいというモチベーションがちょっと下がりました。もちろんこういうことを発言された方の御意見も尊重しなければならないのですが、ひとつだけ、そういった暑い寒いではないけど、この建物で注文があるのですが、エレベーターが、嫌がらせをしているのかと思うくらい、利用しにくいんですね。これはさいたま市の建物でしょうから、もう少しうまく動かしてもらえないかなと思います。うちのマンションにも3台エレベーターがあつて、これもひどいですが、まだここよりはましです。皆さんの貴重な時間を使っていると思うので、何とかしてほしいと思います。

座長： だんだん難しくなってきましたね。予定の時間まであと5分となりましたので、あとお一人くらい、資料3について、何か言っておきたいことがございましたら。

金子： 照明の話について、私もまだここを何回も使っていないのですが、意見で、明るい暗いがいぶ書いてあったので、図書館に早めに行って、照明を見てみました。そうしましたら、閲覧するところは明るいんですね。それで、書棚の方は暗いんです。ここを見ますと、ここは明るいんです。でも向こうの方を見ますと、暗いんです。活動される方の目的が勉強のためならばもっと明るい方がいいです。使用目的によって違うのかなというのを感じましたので、担当の方は大変だと思いますけども、行政の職員ですから、利用される方の意見を聞いて、和やかに進むようにしていただけたらと、参考に述べたいと思います。以上です。

内田： 先ほど永沢さんの御意見というか、市民活動団体としての問題、NPOの相談等の点は、非常に重要なところだと思っています。私も利用者なので分かるのですか、アンケート等にはなかなか出にくいところかなと思うので、そういうところに関して、これは問題提起的な話ではあるのですが、どうやってこのさいたま市の市民活動団体の課題を吸い上げるかというような話も、多分サポセンの本来重要な機能であるべきなので、一応問題提起として市の方にも言いますし、できればこの会というか、皆さんも市民活動されている方なので、自分の体験等でもいいので、一体どういう課題があるのかみたいな話はできれば嬉しいなというふうに思います。もう1個、市民活動としての交流のような話をこの会に期待されているという御意見があったので、私も非常に素晴らしいと思うのですが、この時間だと難しそうなので、例えば有志とかでこの会の後などにやったらいいんじゃないかなという気がします。最後余談みたいな話ですが、以上です。

座長： ありがとうございます。あくまでもこの資料3は、それぞれいただいた資料をもとにサポセンをどのようにするかということと、それから、サポセンの具体的な活動で、例えば市民の活動を、あるいはNPO活動をどうやって支援できるかということにつながるお話であれば、基

本的にはどんなテーマでも皆さん、ここに資料があろうとなかろうと発言なさって結構だと思います。そういった意味ではあくまでも、現場の情報をできるだけ吸い上げて、その中から一つ一つ改善していこうということだと思いますので、資料でも何か必要なものがございましたら、事務局に言っていただければと思いますし、会議の中でそれぞれ問題意識があれば、御発言していただければと思います。予定したものは以上でございます。

8 事務連絡

座長：事務局の方から、最後に事務連絡は何かございますか。

事務局：事務連絡ですが、まず次回の運営協議会の予定です。10月下旬頃を予定しておりますが、また日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、次回の利用者懇談会ですが、9月26日の水曜日夜6時30分から開催させていただこうと思っております。この場で恐縮ですが、この日に御参加いただける委員さんはいらっしゃいますでしょうか。

藤本：出席できます。

榎本：出席できます。

事務局：ありがとうございます。今は分からないけれども後日参加できるという方がいらっしゃいましたら、お電話などいただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、本日の会議録ですが、会議録案を作成いたしまして、その後、メールや郵送等でお送りさせていただきますので、御発言部分の確認をお願いいたします。それから最後に、今回、資料と一緒に送らせていただきました、こちらの運営協議会における連絡書類送付について、という書類につきましては、お帰りの際にお渡しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局：それと最後に、今、私の方でお配りさせていただきましたのが、平成30年度事業計画案というものです。先ほど内田委員から御指摘いただきまして、確かに、皆様に御確認いただくべきものと思われましたので、前年度の第3回の運営協議会でお配りさせていただいたもので、「案」という名前がついたままなのですが、こちらをお配りさせていただきましたので、御参考までに御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

9 閉会

座長：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして平成30年度第1回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会を閉会いたします。皆さんどうも進行に御協力いただきましてありがとうございました。お疲れ様でした。